

3 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

(1) 海洋の産業利用の促進

「海洋の産業利用の促進」とは、海洋環境の保全との調和を図りながら、海域において行われる海運、水産、資源・エネルギー開発等の様々な経済活動及びそこに製品・サービスを提供する産業の活動を拡大することで、海洋の開発・利用による富と繁栄を目指す活動である。

水産業については、増大するリスクも踏まえた成長産業化及び地域を支える漁村の活性化を図るため、「水産基本計画」等に即し、複合的な漁業への転換等の漁船漁業の構造改革、沖合養殖の拡大等による養殖業の振興、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を推進する。これに加え、横断的な施策として、みどりの食料システム戦略、スマート水産技術の活用やDX、カーボンニュートラルへの対応等を推進する。

さらに、海洋の産業利用を促進していくためには、観光を含め海洋を使う様々な産業分野を開拓していくことや、我が国の離島における経済振興等も重要である。また、海洋産業を巡る様々な問題の解決に当たって、官民を挙げた戦略的な取組の促進、企業間交流の支援が必要である。

【KPI】

・漁港における新たな海業等の取組件数（現状：254 件（令和6年度末）、目標：500 件（令和8年度末））

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
造船、海運、基盤整備等 については1（2）ア等に記載						
(水産)	1) 漁港における海業等を 推進するための仕組みづくり、 制度の見直し		漁港における海業等の推進、関係省庁・自治体等との 連携体制の構築、広報の強化等			
	2) 浜の活力再生プランの見直し		漁港における新たな海業等の取組件数 (目標：令和8年度までに、500件)			
			新たな浜の活力再生プランの着実な推進による漁業者の所得向上			
			3) みどりの食料システム戦略に基づく取組の推進			
	衛星利用による漁場探索の効率化		等			
	GOSAT-GWの 本格活用に向けた 情報収集	GOSAT-GWの本格活用に向けた検証		GOSAT-GWの観測情報の本格活用		

【令和7年度の取組】

1) 令和6年（2024年）4月1日に施行された「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」により漁港施設等活用事業を創設し、海業の推進に取り組む地方公共団体、漁協、民間事業者等に対して、「海業の推進に取り組む地区」を全国から募集し、その取組を推進するべく個別に助言・指導等を行ったほか、「海業推進全国協議会」において優良な取組事例として発表の機会を設けるなど普及・横展開を図った。（農林水産省）

2)「浜の活力再生プラン（浜プラン）」について、令和7年度で終期を迎えるプラン等の更新に当たり、今期の取組を評価した上で、新たに海業による漁業外所得確保の取組や、地域の将来を支える人材の定着等の幅広い地域活性化の取組の位置づけを可能とした新たなプランへの移行を順次進めた。（農林水産省）



浜の活力再生プランにも位置付けられた
赤須賀漁業まつりの様子
（提供：赤須賀地域水産業再生委員会）

3)持続可能な食料システムの構築に向け、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目的として、「みどりの食料システム戦略」が令和3年5月に策定された。同戦略

には、令和12年（2030年）までに漁獲量を平成22年（2010年）と同程度の444万トンまで回復することや、2050年カーボンニュートラルの実現等が盛り込まれている。水産関係としては、ロードマップに盛り込まれた工程を着実に実現すべく取組を進め、漁獲量444万トンへの回復に向け、資源管理をする上で新たに浮かび上がった課題の解決を図りながら、資源の維持・回復に取り組んだ。また、環境負荷低減への対応として、衛星利用による漁場探索の効率化、省エネ機器の導入等による燃油使用量の削減を図るとともに、海草・海藻類を対象として藻場の二酸化炭素固定効果の評価手法を開発し、その手法で算定した結果をインベントリとして国連に報告するなど、各種施策の推進に努めた。（農林水産省）

（2）科学的知見の充実

海洋科学技術・イノベーションは、我が国の経済・社会の発展、経済安全保障のみならず、自然災害や気候変動への対応、海洋環境・海洋生態系の保全等の地球規模課題や Society 5.0 の実現にも貢献する。また、人類のフロンティアである深海や極域の研究の推進は、国民に科学への興味と関心を抱かせるとともに、人類の知的資産の拡大にも貢献する。このため、中長期的視点に立ち基礎研究を推進する。

また、海洋と宇宙との連携、AI・量子等の他分野との融合等を含めた最先端の研究開発を推進するとともに、市民参加型科学の推進を始めとする「総合知」の活用により、研究開発で得られた知見・技術・成果の社会還元・実装を進めていく。この際、国内外の社会情勢や科学技術の変化に柔軟に対応する。

ア 海洋調査・観測体制の強化

イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興

ウ 市民参加型科学の推進

【KPI】

a) 海洋調査の実施件数（現状：約 2,800 件（実績）（平成 30 年度からの 5 年間累計）、目標：約 2,800 件を確保（令和 5 年度からの 5 年間累計））

b) アルゴフロートによるプロフィール数（現状：11,403/年（平成 29 年度～令和 3 年度実績の 5 年分の平均値）、目標：11,500/年（令和 5 年度～令和 9 年度実績の 5 年分の平均値））

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
		令和5年度戦略目標「海洋とCO ₂ の関係性解明と機能利用」の下での戦略的創造研究推進事業の実施				
ア 海洋調査・観測体制の強化		1) 技術開発も含めた海洋観測網の維持・強化、定期的・持続的・包括的な海洋調査・観測の実施				
		2) 海洋調査船等の調査システムの着実な整備及び新たな調査機器の開発・新技術の導入				
		3) 精密な地理空間情報の整備のための水路測量・測地観測等の実施				
イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興		1) 「AUV戦略」の策定	「AUV戦略」の実施			
		2) 高精度・効率的な観測・探査に向けた通信技術、センサー等の研究開発				
		3) 海洋調査船、無人探査機、有人探査船、試験水槽、スーパーコンピュータ等の研究プラットフォームの整備・運用				
		4) 「海の次世代モビリティ」の利用実証、ユースケース開拓	普及戦略の策定、地域との連携による効果実証、利用環境整備等			
ウ 市民参加型科学の推進		「市民参加による海洋総合知創出手法構築プロジェクト」の実施				

【令和7年度の取組】

ア 海洋調査・観測体制の強化

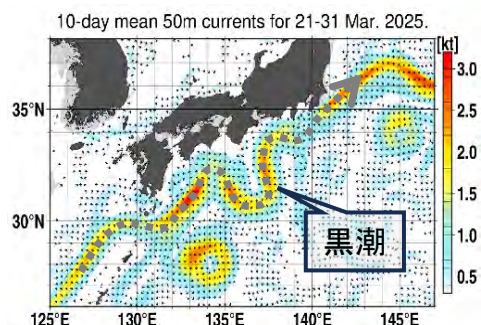
1) 線状降水帯による大雨の予測精度の向上を図るため、海洋気象観測船、測量船や民間船舶による海上水蒸気観測を引き続き実施した。(国土交通省)

- 海洋気象観測船、アルゴフロート、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計による海洋観測を実施した。このうち、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施した。(国土交通省)

- 自動昇降型漂流ブイのアルゴフロート、漂流フロートの投入、時系列観測係留ブイの設置、船舶による観測等を組み合わせ、大気から海洋までの統合的な海洋の観測網の構築を進めた。(文部科学省)

【コラム】黒潮大蛇行の終息 ～過去最長 7 年 9 か月継続～

黒潮は、日本の南岸を流れる世界有数の強い海流です。平成 29 (2017) 年 8 月以降、紀伊半島から東海沖で大きく離岸して流れる大蛇行の状態となっていたことが、令和 7 (2025) 年 4 月に潮岬沖でおおむね東向きに流れるようになり、大蛇行が終息しました。継続期間は昭和 40 (1965) 年以降で最長の 7 年 9 か月でした。黒潮が大蛇行すると、強流帯の位置や水温の分布が変わり、船舶の経済的な運航や、魚介類の分布や資源量・漁場の位置等に影響するほか、東海地方から関東地方にかけての沿岸で潮位が上昇しやすくなります。令和元年東日本台風が北上した際には、黒潮大蛇行の影響による潮位上昇に台風の接近・通過に伴う潮位上昇が重なったため、静岡県や神奈川県などで過去最高の潮位を観測し、高潮による浸水被害が発生しました。

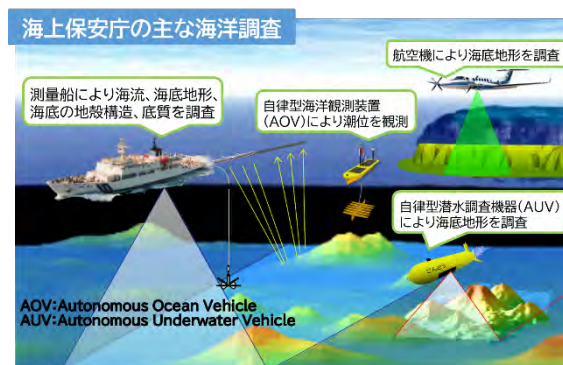


黒潮が大蛇行している令和 7 (2025) 年 3 月下旬の深さ 50m の海流分布図 (色は流れの速さを表します【単位: ノット】)
(提供: 気象庁)

2) JAMSTEC では、「ディープ・トウ」の高機能化/モジュール化の基本設計を完了し、詳細設計/製作を開始した。(文部科学省)

・ JAMSTEC では、深海巡航探査機「うらしま」を改造し、潜航深度を 3,500m から 8,000m へ大深度化した。日本海溝等で試験潜航を行い、詳細な海底地形及び海底下浅部構造データを取得した。(文部科学省)

3) 測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施した。(国土交通省)



マルチビーム測深機による海底地形調査
や音波探査装置による地殻構造調査
(提供：海上保安庁)

【コラム】AUV「うらしま 8000」の挑戦

日本近海には水深 8,000m を超える海溝やトラフ、水深 6,000m 級の海洋底が広がり、それらの海域は海溝型巨大地震やそれに伴う地すべり、海底鉱物資源の賦存域といわれています。一方、それらの調査の土台となるメートル単位の詳細な海底地形図は描かれていません。海洋研究開発機構 (JAMSTEC) は、AUV (Autonomous Underwater Vehicle) 「うらしま」を、航行型 AUV では国内最深となる深度 8,000m まで潜航可能となるよう大深度化しました。令和 7 年度の試験航海では、国内で開発した AUV として最深となる深度 8,015.8m へ到達。さらに、25 時間を超える長時間潜航により、日本海溝において船上観測では困難な精緻な海底地形図の作成に成功、掘削孔の跡も捉えました。

加えて、そのデータを高速音響通信で船上へリアルタイム伝送することにも成功しました。この機能は、現場で即時に適切な調査観測を実施するという柔軟な運用を可能にします。

今後、地震や海底資源研究を大幅に加速させ、社会課題の解決に寄与することが期待されます。

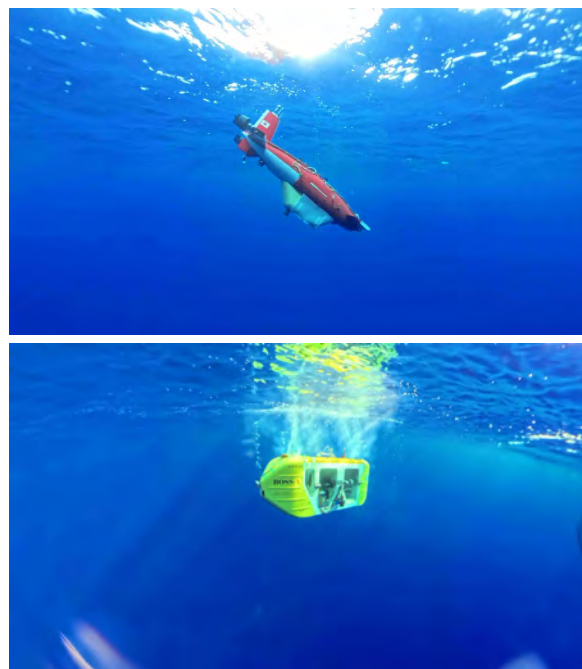


深海巡航探査機「うらしま 8000」
(提供：JAMSTEC)

イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興

1) AUV 戦略の方針に沿って、前年度に引き続き、AUV の利活用が期待される場面での実証試験を実施することで、社会実装に向けた制度環境の整備や、より実用的な製品の開発等につなげることを目的とする、実証試験を実施した。令和7年度においては、AUV 関連産業の発展の道筋を明らかにすることに焦点を当て、洋上風力発電施設の維持管理モデル構築、その他利用用途ビジネスモデル構築、2つのカテゴリーの実証試験の目標を設定し、実証試験と AUV 官民プラットフォーム(AUV 官民PF)の活動と連動させることにより、AUV の社会実装に向けた取組をより効果的・効率的に推進する旨として実施した。(内閣府)

・官民の議論の場である「AUV 官民 PF」等において、実際の利用用途を想定した際の AUV などの導入効果の試算などを通じて、開発目標、事業モデル構築に必要な情報取得等に取り組み、出口戦略を含む今後の方向性の具体化等が図られた。(内閣府)



実証試験で使用した AUV
「AE2000f」(上)、「BOSS-A」(下)
(提供：東京大学生産技術研究所
ソートン研究室)

2) 海洋状況把握能力を強化するため、UUV による海上での警戒監視を可能とする光学情報の自動目標類別技術等に関する研究を実施した。(防衛省)

・JAMSTEC では、深海センサーの開発や、気候変動研究に資する観測を SI トレサブルな基準に基づいて行うことができる体系の確立に継続して取り組んだ。(文部科学省)

3) JAMSTEC では、保有する船舶・探査機、スーパーコンピュータ等のファシリティを活用して、調査から予測まで一体的に実施している。さらに、スーパーコンピュータを運用している研究機関との情報交換を行いつつ、令和3年から運用を開始した第4世代の地球シミュレータの運用を行った。(文部科学省)

4) 沿岸・離島地域が抱える課題解決のために活用が期待される海の次世代モビリティ(海洋ドローン)(ASV(小型無人ボート)、AUV(自律型無人潜水機)、ROV(遠隔操作型無人潜水機)等)について、令和3年度から計22件の実証実験を実施した。令和6年度の「海における次世代モビリティに関する産学官協議会」において、さらなる社会実装には、関連する産学官、ステークホルダーが共通のビジョンとロードマップを持つことが必要であると整理されたことから、令和7年度においては、我が国における海洋ドローンの動向と方向性を総合的に検討し、次世代モビリティビジョンを選定した。(国土交通省)

ウ 市民参加型科学の推進

・海洋分野における総合知を創出するための手法の構築のため、外部評価委員会と採択機関における意見交換等を行うことで、これまでの取組状況を確認するとともに、成果の創出に向けた今後の取組の在り方について検討等を行った。(文部科学省)

（３）海洋における DX の促進

現在、我が国の様々な分野において DX が進められている。海洋における DX は、海域で発生する自然災害の防災・減災、海洋産業における利用、包括的・持続的な海洋調査・観測を含めた科学的知見の充実等に不可欠のものである。

DX の要はデータであり、データは新産業を産み出す基盤となり得るものである。既に国際海運や養殖を含む水産業等で、データサイエンス を活用した産業が勃興しつつある。産学官でまずは利用してみるという姿勢で、海洋に関するデータの共有・利活用を加速し、データ解析・分析手法の開発も行いながら、膨大な海洋データを用いたデータ駆動型研究を推進することで、付加価値をもった情報を基にしたイノベーションを創出する。

ア 情報インフラ及びデータ解析技術の整備

イ データの共有・利活用の促進

【KPI】

・海洋状況表示システム「海しる」のアクセス件数、API 公開項目数、API 利用件数（再掲）（現状：アクセス件数（平均値）：10,900 件/日、API 公開項目数：96 件（令和 7 年）、API 利用件数（平均値）：12,300 件/日（令和 7 年 1 月～12 月）、目標：令和 4 年の 2 倍（令和 9 年まで）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 情報インフラ及び データ解析技術の整備	1)スーパーコンピュータ、大容量の観測データ通信に必要な基盤技術等の整備・運用					
	2)海洋のデジタルツインの構築					
イ データの共有・利活用 の促進	1)「データ統合・解析システム（DIAS）」の運用・利用拡大					
	DIASの解析環境を利用した共同研究課題の実施					
	2)海洋状況表示システム「海しる」等を活用した海洋情報の共有体制の強化					
	3)サイバーセキュリティの対策の実施					

【令和 7 年度の取組】

ア 情報インフラ及びデータ解析技術の整備

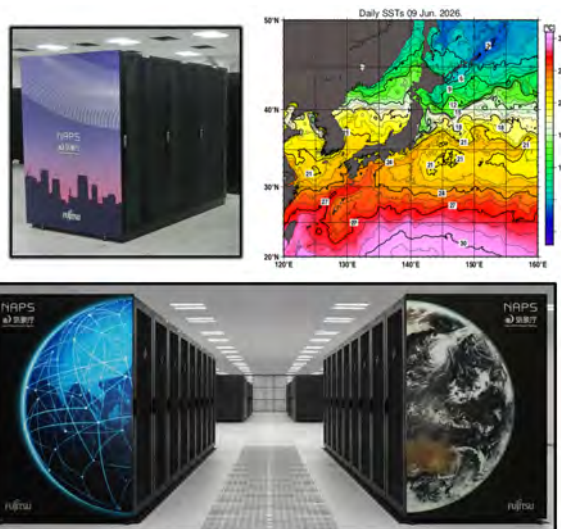
1)地球科学研究の発展のため、スーパーコンピュータ「地球シミュレータ」の運用、ならびに利用者への技術支援、機器類の整備・更新を進めているほか、この地球シミュレータを用いて文部科学省の気候変動予測先端研究プログラムにおける気候モデルの開発等のほか、台風や地震などの自然現象理解に資する研究や防災策に資する研究等を行った。各研究では高度な数値計算のほか、AI 技術等が取り入れられており、先端的な融合情報科学研究を進めた。（文部科学省）



地球シミュレータ（提供：JAMSTEC）

・自動海洋観測ブイのアルゴフロート、漂流フロート、係留ブイ、船舶による観測等を組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築している。また、ブイ、船舶、衛星等により得られた観測データを収集、同化し、波浪、水温、海流等の解析を実施するとともに、得られた解析値を数値予報モデルの初期値として活用した。（国土交通省）

2) 観測データと大規模シミュレーションによる海洋デジタルツインの研究開発として、海ごみデジタルツインの構築、データ連携ソフトウェアの開発等を行った。（文部科学省）



気象庁スーパーコンピュータシステム（左上、下）
で解析された海面水温の分布図（右上）
（提供：気象庁）

イ データの共有・利活用の促進

1) データ統合・解析システム（DIAS）を長期的・安定的に運用するとともに、地球環境データ（地球観測データ、気候予測データ等）を活用した気候変動対策、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を実施した。また、DIAS の解析環境を利用する共同研究課題を実施するとともに、得られた成果を公表した。（文部科学省）

2) 更なる海洋情報の共有を図るため、地方自治体における海洋情報の利用実態調査等を実施した。（内閣府）

3) 自動運航船の 2030 年頃までの本格的な商用運航の実現を目指し、「自動運航船検討会」において国内制度の検討・整備を進めており、令和 7 年 6 月には安全基準及び検査方法を策定したほか、国際海事機関（IMO）における国際ルール策定作業を主導した。（国土交通省）

（４）北極政策の推進

我が国の北極政策の三つの柱（研究開発・国際協力・持続的な利用）を今後も推進していく。具体的な取組としては、観測の空白域の解消に資する北極域研究船の着実な建造や北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）等による観測・研究・人材育成の推進、国際連携による観測データの共有の推進、先住民との連携強化、北極海航路に関する情報収集と産学官協議会を通じた情報提供、関係する各分野での国際ルール形成への貢献及び水産資源の保存管理に係る国際枠組みの実施の促進等を着実に進める。

特に、北極域研究船については、完工後速やかに運用できるように国際研究プラットフォームとしての利活用方策や航行計画を検討する。

また、これらの取組を二国間協議や国際会議の場で発信することで、日本のプレゼンスの向上を図る。

【KPI】

- ・北極域研究船の建造時期（現状：令和 3 年度着工、目標：令和 8 年度就航）

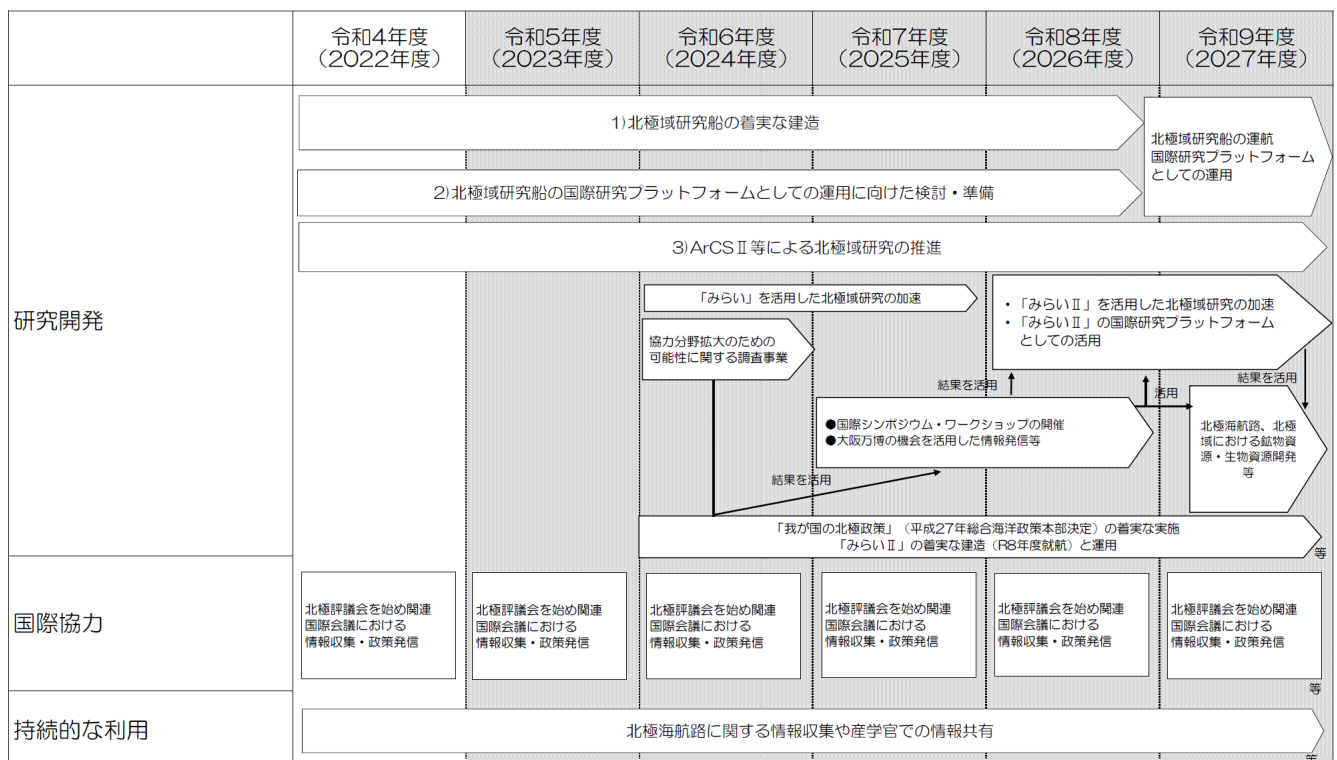
【海洋開発等重点戦略（※）の主な成果指標】※令和6年4月26日決定

我が国の北極政策に対する理解促進及び関係各国との連携強化を図るため、令和6（2024）年度までに、北極圏国や北極圏外の関心を持つ10か国・地域以上を対象として、ポテンシャルのある北極関連の各分野の専門家やステークホルダーを特定、令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度には、同対象国等を対象とした国際シンポジウム・ワークショップを各年度2回以上開催する。

また、令和8（2026）年度の「みらいⅡ」の就航以降、国際的な観測計画において、各国の機関との調整、若手研究者等の参加促進、情報発信等に中核的な役割を果たすとともに、共同観測に参画し、実施後のデータ共有・利活用を促進すること等により、国際研究プラットフォーム化を実現していく。このうち、若手研究者等の参加促進に関しては、国際研究プラットフォームとして、「みらい」及び「みらいⅡ」へ乗船した国内外の若手（40歳以下）の研究者、技術者等の人数を、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの累計で200名程度とする。

令和9（2027）年には、国際北極科学委員会（IASC）が主催する研究コミュニティの年次会合である Arctic Science Summit Week（ASSW）を日本で開催し、北極研究に関する国際的な協力・協働等について議論する。

これらの成果を活用するとともに、関係各国との協調・連携を強化していくことで北極海航路や北極域における鉱物資源・生物資源の開発等につなげる。



【令和7年度の取組】

研究開発

1) 令和8年度の北極域研究船「みらいⅡ」就航に向けて、令和3年度から建造に着手し、令和6年度に進水、令和7年度には船内の内装工事、大型機器の搭載を行う等、建造を着実に実施した。（文部科学省）



ドップラーレーダーレドーム搭載
（提供：JAMSTEC/JMU）



左舷側外観
（提供：JAMSTEC/JMU）



外観船尾側から見る
（提供：JAMSTEC/JMU）

2) 国際研究プラットフォームとしての運用に向けて、第2回北極域研究船「みらいⅡ」国際ワークショップの開催（開催日:令和7年10月27日）や国際北極研究シンポジウム（ISAR-8）（開催日:令和7年10月28日～31日）といった国際的な北極関係会合・イベント等を通じて、関係各国との連携に関する議論を行った。（文部科学省）

・第2回国際極域研究船運航者ワークショップを開催（開催日:令和7年10月28日）して氷海域における航行ノウハウ等の情報交換を行った。さらに、将来的な「みらいⅡ」への乗船者受け入れに向けて欧州の極域研究インフラネットワーク「Polar Research Infrastructure Network（POLARIN）」に関連パートナーとして参画した。（文部科学省）

3) 地球規模課題の対処に向け、令和7年度に開始した北極域研究強化プロジェクト（ArCSⅢ）を推進し、北極域の課題解決や、研究基盤の強化等に向けた取組を実施した。（文部科学省）

国際協力

・北極評議会（AC）の各作業部会において、関係省庁・関係機関が出席し、我が国の科学技術面の貢献につき発信した。また、北極サークル総会や北極フロンティア会合、北極シンポジウム等の北極関連国際会議に北極担当大使や在アイスランド大使が出席し、北極域研究船「みらいⅡ」の活用を含む我が国の北極政策の発信や各国の動向の情報収集を行った。さらに、ACの今後の運営方針に関する情報を収集した。（外務省）

・国際シンポジウム・ワークショップの開催に関し、テーマ設定、登壇者の選定・打診・事前調整（含むワークショップ形式の打合せ）、我が国政務や国会議員、駐日大使等の登壇を含めたサブスタンスについての各種調整、政府広報ラジオや電子広告を含む事前広報、会場選定・設営や展示を含むロジスティクス面の調整等各種準備を進めた。令和8年3月13日、東京において、国際シンポジウム「新時代北極と日本の針路」を内閣府総合海洋政策推進事務局として初めて主催し、対面・オンラインの合計で約300人が参加した。シンポジウムでは、安全保障・地政学、鉱物・生物資源開発、航路、国際ルール形成、先住民の知見・課題等、広く産官学の有識者の視点からの活発な議論及び質疑応答が行われ、あわせて、日本の北極域研究や「みらいⅡ」をはじ

めとする日本の砕氷船建造技術に関するブース展示も行われた。シンポジウムは参加者から好評を得るとともに、「我が国の北極政策」の推進・検討に資する知見・ネットワークが構築される等の成果が得られた。また、北極海に係る諸問題に対する関係省庁連絡会議を1月及び3月に開催し、それらの機会を通じて我が国の北極政策の進捗状況の確認や議論促進に努めた。（内閣府）

・大阪・関西万博の機会を活用し、北極政策をはじめとした海洋政策に関する映像放映、「みらいⅡ」「COMAI」等の模型展示やトークイベントの開催を通じて、一般向けの広報・普及啓発を推進した。その結果、来場者からは科学的好奇心の喚起や教育的価値の高さが評価されるなど、効果的な情報発信を実現した。（内閣府）



大阪・関西万博での展示

・北極関係省庁・関係機関連絡会議を開催し、定期的な情報交換会を実施するとともに、我が国の取組に関する情報を北極関係公館にも共有することで、我が国の北極政策の発信・プレゼンス促進につなげた。（外務省）

持続的な利用

・近年、北極海域の海氷面積が減少傾向にある中、海上輸送ルートにおける新たな選択肢として期待されている北極海航路について、同航路の利用動向や関係制度、諸外国の最新動向に関する調査を実施した。（国土交通省）

（５）国際連携・国際協力

ア 「海における法の支配」及び国際ルール形成の主導

国際連携・国際協力は、平和で安定した国際社会の確立を基盤とした我が国国益の実現のために行われるべきものである。

国際協調主義を掲げる我が国は、海洋分野においても、国際機関における我が国の人的プレゼンスを含め、国際機関や国際会議への積極的な参加・貢献を通じ、国際ルール形成を主導していく。また、海洋に関する紛争や利害の対立等に際しては、国際ルールに則して対処し、主張を通すために力や威圧を用いず、平和的な事態収拾を徹底する。

イ 総合的な海洋の安全保障に向けたインド太平洋地域等の諸外国との連携強化

インド太平洋海域の海洋安全保障における我が国のリーダーシップを発揮し、対話を促進するため、海洋分野においても、ODA を戦略的に活用する。

具体的には、諸外国（特にインド太平洋諸国）への海洋に関わる課題解決の支援について、海上法執行、搜索救助、MDA 等能力の構築に向けた巡視船を含む機材供与や、海上保安政策プログラム（MSP）の拡充を含む人材育成・交流等の取組を引き続き戦略的に進めていく。その際、効率的かつ効果的な支援のため、総合的な支援戦略の策定及び途上国のニーズに合致した巡視船等を迅速かつ安価に提供するための巡視船の標準化等の検討が重要である。

また、ODA とは別に、軍等に対する資機材供与やインフラ整備等を通じて、同志国の安全保障上の能力や抑止力の強化に貢献する新たな無償資金協力の枠組みである政府安全保障能力強化支援（OSA）を創設した。OSA を活用し、我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与していく。

ウ 持続可能な海洋の構築に向けた協力強化

SDG14 への貢献に関しては、海洋に関わる多様なリテラシーの向上と各国が抱える海洋に関わる課題（海洋汚染の防止、生態系の保全、水産資源の管理と経済便益の増大及び零細漁業の振興や、防災/減災・海洋産業振興の科学技術開発等）への協力を強化・拡充する。あわせて、それらの解決が可能な専門人材の育成・交流等、諸外国の海洋に関わる課題解決に向けた我が国ODAによる知見の蓄積と提供等の協力を継続・強化する。

【KPI】

a) 海上法執行能力強化のための技術協力及び研修等への参加国数（現状：32 カ国（令和6年度の実績）、目標：20 カ国以上（令和7年まで）

b) 海上安保分野の人材育成・人材ネットワーク強化のための研修・セミナー等への参加者数（現状：847 人（令和6年度の実績）、目標：800 人以上（令和7年まで）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 「海における法の支配」及び 国際ルール形成の主導	1) アワオーシャン会議等の活用 (ハイレベルによる出席やコミットメントの発表、海洋基本計画や官民含む日本モデルの発信等を通じて国際社会における我が国のプレゼンス強化、「海における法の支配」及び科学的知見に基づく政策の実施」の浸透を推進する。)					
	2) 国際連合等における海洋に関する議論への積極的な対応 (IMO等における海洋に関する国際ルールの策定や国際連携・国際協力に主体的に参画し、各施策の進捗に応じ発信・連携を強化する。)					
イ 総合的な海洋の安全保障に 向けたインド太平洋地域等 の諸外国との連携強化	第19回ISSアジア 安全保障会議 (シンガポール)	第20回ISSアジア 安全保障会議 (シンガポール)	第21回ISSアジア 安全保障会議 (シンガポール)	第22回ISSアジア 安全保障会議 (シンガポール)	ISSアジア安全保障会議 (年1回開催) (シンガポール)	ISSアジア安全保障会議 (年1回開催) (シンガポール)
	第7回日ASEAN 防衛担当大臣会合	第8回日ASEAN 防衛担当大臣会合		第9回日ASEAN 防衛担当大臣会合	1) 日ASEAN防衛担当大臣会合、 拡大ASEAN国防相会議 (ADMM プラス) 等国際枠組みを積極的に活用し、 我が国の安全確保や関係各国と海洋の安全 に関する協力関係を強化する。	
	第9回拡大ASEAN国防相 会議 (ADMMプラス)	第10回拡大ASEAN国防 相会議 (ADMMプラス)	第11回拡大ASEAN国防相 会議 (ADMMプラス)	第12回拡大ASEAN国防相 会議 (ADMMプラス)		
	2) 海上法執行能力強化のための人材育成 海上法執行能力強化のための技術協力、研修等の実施 (目標：令和7年度までに、20か国以上、800人以上)					
ウ 持続可能な海洋の構築に 向けた協力強化				持続可能な開発目標 (SDG) 14 実施支援国連会議 (国連海洋会議)		
	1) 日本が表明した自主的取組やアクションプラン等の着実な実施・履行					
	2) 2021～2030年「国連海洋科学のための10年」					

【令和7年度の取組】

ア 「海における法の支配」及び国際ルール形成の主導

1) 令和7年4月 28～30 日に韓国において開催された第10回アワ・オーシャン会議に、原宏彰内閣府審議官が日本政府代表として参加し、気候変動や海洋の安全保障を中心に、計31件、約19億ドル相当の取組を、本会議における海洋分野における我が国の取組として発表した。（内閣府）



アワ・オーシャン会議でコミットメントを発表する原内閣府審議官

・また、令和7年5月1～2日に韓国において開催された第5回 APEC 海洋担当大臣会合に、鳩山二郎内閣府海洋政策担当副大臣が日本政府代表として参加し、鳩山副大臣から、自由で開かれた貿易・投資環境の実現を推進する APEC の基本理念の尊重と漁業・水産資源の利活用、海洋分野の経済開発に関する我が国の取組を発言した。（内閣府）



APEC 海洋担当大臣会合で発言する
鳩山内閣府副大臣（提供：APEC）

2) 国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会合（SPLOS）や国連総会決議「海洋及び海洋法」非公式協議等の海洋法関連会合に積極的に参加し、法の支配に基づく海洋秩序の維持・強化に向けて取り組んだ。なお、令和7年度末時点で、171 か国及び欧州連合（EU）が UNCLOS を締結している。（外務省）

・気候変動に伴う海面上昇により海岸線が後退した場合も UNCLOS に従って設定された既存の基線の維持は許容されとの立場をとる旨を令和5年2月に発表して以降、各国と連携してその支持拡大に向け国際社会に働きかけた。令和7年に公表された「国際法に関連する海面上昇」に関する国連国際法委員会（ILC）最終報告書及び「気候変動に係る国家の義務」に関する国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見は、当該日本政府の立場と一致する見解を示した。（外務省）

・令和5年6月に採択された国連公海等生物多様性協定（BBNJ 協定）の発効及び締約国会議第1回会合の開催に向けた準備委員会において、日本は、海洋生物多様性の保全と持続可能な利用との間の均衡を確保し、関連する国際的な枠組みを尊重した、健全かつ効果的な協定の実施の仕組みを作るべく、議論に積極的に参加した。また、令和7年12月に BBNJ 協定への加入書を国連事務総長に寄託し、同協定の締約国（原締約国の一つ）となった。翌令和8年1月に同協定は発効した。（外務省）

イ 総合的な海洋の安全保障に向けたインド太平洋地域等の諸外国との連携強化

1) ADMM プラスや WPNS をはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んでいる。令和7年度は、ADMM プラスの枠組みにおいて日本がフィリピンと共同議長を務める海洋安全保障専門家会合を令和8年3月に日本で開催し、海洋安全保障分野における国際連携を推進していく重要性を訴え、今後の更なる協力に向け参加国間で認識を深化させた。（防衛省）

・令和7年11月、マレーシアにて開催した第9回日 ASEAN 防衛担当大臣会合に防衛大臣が参加し、これからの日 ASEAN 防衛関係強化についてスピーチを行った。本スピーチにおいて、海洋の安定と安全が地域の繁栄に不可欠であるとして、日本が日 ASEAN 間の海洋における協力を極めて重視している旨を発表し、今後の更なる連携を呼び掛けた。（防衛省）



第9回日 ASEAN 防衛担当大臣会合に
出席する小泉防衛大臣（提供：防衛省）

・令和 7 年 5 月、シンガポールにて開催された第 22 回「アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）」に海上保安庁長官が初めて参加した。同会合では、アジア太平洋における協力的な海上安全保障に関する特別セッションにおいてスピーチを行い、海洋における法の支配という普遍的価値観の共有を図るとともに、世界規模での海上保安能力の強化が不可欠であること、同時にすべての関係者が協力して海洋安全保障上の課題を克服することが重要であることを述べた。（国土交通省）

・外国海上保安機関等との連携に関する多国間の取組として、第 4 回世界海上保安機関長官級会合に海上保安庁長官が参加し、イタリア沿岸警備隊と共同議長を務めたほか、第 25 回北太平洋海上保安フォーラム、第 21 回アジア海上保安機関長官級会合に参加した。（国土交通省）

2) フィリピン沿岸警備隊、マレーシア海上法令執行庁及びインドネシア海上保安機構に JICA 長期専門家を引き続き派遣し、海上法執行等に関する能力向上支援に取り組んだ。（外務省、国土交通省）

・OSA 創設 3 年目となる令和 7 年度は、令和 8 年 2 月までに、フィリピンに対し複合艇格納施設及び進水路の建設、インドネシアに対し高速警備艇の供与、スリランカに対し警戒監視用無人航空機（UAV）の供与等をそれぞれ内容とする書簡の署名・交換を行った。（外務省）

・能力向上支援に関しては、ジブチ、スリランカ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、パラオ、ミクロネシア、マーシャルの海上保安機関職員に対し、海上法執行、油防除、救難技能、捜査・鑑識、立入検査等に係る能力向上支援を現地にて実施した。また、令和 7 年 11 月インドネシアにて、豪州国境警備隊（ABF）等と連携して、インドネシア海上保安機関に対し能力向上支援を実施した。（国土交通省）



ABF 等と連携したインドネシアへの支援
（提供：海上保安庁）



パラオへの支援（提供：海上保安庁）

・海上保安政策プログラムに関しては、令和 7 年 9 月に第 10 期 9 名（バングラデシュ 1 名、インド 1 名、インドネシア 1 名、モルディブ 1 名、パラオ 1 名、フィリピン 1 名、スリランカ 1 名、日本 2 名）が同プログラムを修了し、平成 27 年の開講以来延べ 78 名の修了生を輩出した。（国土交通省）

・令和7年6月、鹿児島において米国沿岸警備隊及びフィリピン沿岸警備隊と合同で搜索救助訓練を実施した。これは、令和6年4月の日米比首脳による共同ビジョンステートメント発表後初の日米比三カ国による合同訓練であり、本訓練を通じ三カ国の連携・協力体制の強化を図った。（国土交通省）



海上保安庁と米国沿岸警備隊及びフィリピン沿岸警備隊との合同搜索救助訓練
（提供：海上保安庁）

ウ 持続可能な海洋の構築に向けた協力強化

1) 令和7年6月、第三回持続可能な開発目標（SDG）14 実施支援国連会議（国連海洋会議）（UNOC3）がフランスのニースにおいて開催され、我が国からは24件の自主的取組を登録した。外務省から、松本尚外務大臣政務官（当時）が出席し、海洋国家・日本として、SDG14の達成に向け、（1）国際約束の策定・実施に向けた協力、（2）先進的な取組の実施と国際社会への普及、（3）開発協力の推進を重視する旨発言した。（外務省）

2) 生物多様性国家戦略2023-2030等に従い、30by30目標等の達成に向けて、海域におけるOECMに該当する場所の検討等を行った。（環境省）

3) 国立研究開発法人 国立環境研究所において、フィンランド国立環境研究所（SYKE）との研究協力協定に基づき、ブラックカーボン（BC）や短寿命気候強制因子の国家排出インベントリの算出方法の比較など、北極域の気候・環境研究に関する情報交換を定期的に行った。（環境省）

・海洋観測に関する国際協力として、JAMSTECにおいて、「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」（2021-2030）に貢献するアクションとして承認された国際プログラムやプロジェクト等への参加及び、新規アクションに関する議論や提案を通じて、「国連海洋科学の10年」の推進に貢献する等の取組を実施した。（文部科学省）

（6）海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進

海の恵みを子孫に引き継ぎ、海洋立国を実現するためには、その基盤となる海洋人材の育成・確保が重要である。特に、洋上風力発電等の新たなニーズが高まるとともに、海洋においてもDXが求められる現状において、海洋産業の魅力や重要性を発信しつつ、産業構造の転換に対応した高度な海洋人材を育成・確保することや、デジタル化に関心の強い学生を海洋分野に引きつけることは、我が国の成長戦略の柱として必要な取組である。

海洋人材の育成は、子どもや若者が海に親しみを持ってもらう中で、海に関わる産業の存在や、その重要性、将来性、魅力を認識すること等により関心を持つところから始まる。このため、学校を中心として海洋に関する教育を推進する。

また、人材育成・確保を含めた海洋政策推進のため、海洋科学技術への市民参加型科学の推進等を通じて、人類のフロンティアとしての海、海洋生態系、海洋に係る我が国の位置づけ、地域に根ざした海洋の歴史・文化等の理解、持続可能な海洋や幅広い海洋に関する知識の習得等、海洋に関する国民理解の増進に努める。

その際、「海の日」制定の意義を踏まえ、「海の日」の更なる活用方策を検討するとともに、国民が海を身近に感じられるよう、安全への配慮等も含め、海洋に実際に触れあう機会を充実させることが必要である。

ア 海洋人材の育成・確保

- ① 海洋産業の振興と産業構造の転換への対応
- ② 海技者教育・専門家の育成
- ③ 海洋におけるDXへの対応
- ④ 多様な人材の育成と確保

イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

【KPI】

・外航船員新規就業（現状：159人（平成30年～令和4年の平均）、目標：160人（令和5年～令和9年の平均））

・多科配乗の改善に向けた大学のカリキュラム改定（現状：神戸大学及び東京海洋大学は、既にカリキュラム改正済、目標：商船系大学におけるカリキュラム改定を乗船実習配乗計画へ反映し、3科以上の混乗を3回に抑制（令和9年度））（注：移行期は一時的に状態が悪化することがあり得る）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 海洋人材の育成・確保	各分野に応じて専門人材を育成・確保 1) 海洋産業の育成と構造転換に対応した人材の育成・確保等 2) 産学官の連携による船員教育機関での乗船実習教育における多科・多人数配乗の改善 （商船系大学におけるカリキュラム改定の乗船実習計画への反映） 3) 諸施策による船員への就業・定着の推進 4) 船員・水産業等での若年者の確保・女性活躍の推進等の多様な人材の育成と確保					
イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進	1) 海洋教育推進事業等による海洋教育の推進 2) 海の日イベント等					

【令和7年度の取組】

ア 海洋人材の育成・確保

1) 洋上風力の事業開発を担う人材、エンジニア、専門作業員の育成に向け、カリキュラム作成やトレーニング施設整備に係る支援を行っており、支援を受けた事業者により、トレーニング施設が5か所完成している。また、令和6年6月には、産業界と教育・研究機関が連携して人材育成を進めるための枠組みとして、洋上風力人材育成推進協議会（略称：ECOWIND）が立ち上がって、高専機構との交流を開始し、令和7年度からは高専での出前授業等を実施している。（経済産業省）

- ・東京海洋大学では、社会人学生も対象に、海洋に関するビッグデータを解析し、AI技術を用いた海洋産業の発展を担う人材を育成する「海洋産業AIプロフェッショナル育成卓越大学院プログラム」を実施した。（文部科学省）

2) 東京海洋大学及び神戸大学におけるカリキュラム改定を独立行政法人海技教育機構の乗船実習配乗計画に反映させ、乗船実習を実施した。（国土交通省）

- ・東京海洋大学では、多科・多人数配乗の改善のため、令和6年度から新カリキュラムを導入している。（文部科学省）

3) 優秀なアジア人船員を養成・確保するため、フィリピン、インドネシア及びベトナムから船員教育者を日本に招き、当該国の船員教育機関の質的向上のため、LNG燃料船の乗組員向け訓練の内容及び教授方法に関する研修を実施した。（国土交通省）

- ・令和6年4月に「海技人材の確保のあり方に関する検討会」を立ち上げた。令和7年6月のとりまとめでは、船員不足の深刻化、今後の少子化等も見据えて、陸上からの転職者等を念頭に置いた養成ルート of 拡大等の海技人材の養成ルートの強化や、船員職業安定制度の見直しやハローワークとの連携強化等の海技人材確保の間口の拡充等の方向性が示された。（国土交通省）



IGF バンカリング講習（燃料移送準備作業）
（提供：独立行政法人海技教育機構）

4) 女性船員については、平成30年4月の「女性船員の活躍促進に向けた女性の視点による検討会」の提案のとりまとめを受け、女性船員の活躍推進のための情報発信等に取り組んでいるほか、令和7年6月の「海技人材の確保のあり方に関する検討会」とりまとめで示された、船員分野におけるカスハラやセクハラといったハラスメント対策の充実など、女性はもとより多様な人材にとって働きやすい環境の整備に取り組んでいる。（国土交通省）

- ・海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、船員を計画的に雇用・育成した場合に、助成金を支給している。（国土交通省）

- ・船員の働き方改革の推進に向けては、船員の労務管理の適正化のための仕組み等の実効性を確保するため、各種ガイドライン等の積極的な周知などを行うとともに、船員行政のデジタル化の取組を進めているほか、令和7年4月に成立した「船員法等の一部を改正する法律」により措置した快適な海上労働環境の形成のための措置を講ずることを船舶所有者に促す仕組み等を通じて、働きやすく魅力ある労働環境の形成に取り組んでいる。（国土交通省）

- ・海運業における女性船員数（国土交通省）

令和6年度 945名

令和5年度 874名

令和4年度 861名

令和3年度 820名

令和2年度 850名

- ・日本船舶・船員確保計画の認定事業者に対して、船員の育成経費の補助を行った。（国土交通省）

※令和7年度補助実績：96者（266名分）

- ・退職予定自衛官に対する再就職支援において、船員への再就職を希望する海上自衛官等に対し、海技士等の資格取得に係る職業訓練を実施。また、令和6年12月に取りまとめた「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」に基づき、退職する自衛官が自衛隊で培った知識・技能・経験を活かすことができる環境を整えるため、令和7年3月、国土交通省、防衛省及び事業者団体との連名で海運業における人材確保と退職自衛官の円滑な再就職支援についての申合せを締結。さらに、同年4月より、国土交通省と連携し、海技士資格取得にかかる免許講習の免除など更なる簡素化を行い、退職自衛官の活用促進のための取組を実施した。（防衛省）

- ・漁村において、漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動において中心となって取り組む女性の活動を促進するため、資質向上のための人材育成研修を実施するとともに、漁村女性グループによる加工・販売等の起業的な経済活動や魚食普及等の漁村地域の活性化のための取組への支援を行った。（農林水産省）

イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

1) 令和7年6月、第4回「ニッポン学びの海プラットフォーム」（関係府省・関係機関で構成）を開催し、海洋分野における人材育成・確保及び国民の理解増進に向けた各省庁の取組について情報共有を行った。あわせて、これまでの取組実績を踏まえ、参画する関係府省・団体等が連携を強化することにより効果的と考えられる取組の在り方について議論を行った。（内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）

- ・キャリア教育・教科等横断的な学習での活用を目的とした「海洋教育に関する中学生・中学校向けリーフレット」及び高等学校の必修修科目である「情報Ⅰ」での活用を目的とした「海洋データの分析動画」を海洋教育情報プラットフォームに掲載している。（内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

- ・学習指導要領に対応して作成した「海洋教育プログラム」及び同プログラムに応じたオンライン授業動画を全国の小・中学校教員への周知を図った。（国土交通省）

・JAMSTEC では、海洋 STEAM 事業においてこれまでの調査研究活動を通じて得られた成果や画像データ等を活用して、海洋分野に関連する学習指導要領に沿った STEAM 教材を制作した。また、地方自治体と連携し、制作した教材を学校授業に導入した。さらに、大学教員や小中高等学校の教員からなるコンソーシアムを新設し、海洋 STEAM 教材を活用した授業の実践方法や指導方法について議論するスキームを構築した。さらに、議論の内容を取りまとめ、効果的な授業実践や教員養成に資する、海洋地球分野で初めてとなる STEAM 教育書籍『海洋 STEAM 教育ハンドブック』を令和8年3月に発刊した。（文部科学省）

・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）では、探究・STEAM 教育の推進を目的としたポータルサイト「サイエンスティム」を通じて、海洋教育に関するイベント情報や JAMSTEC が開発した STEAM 教材を掲載するなど、関連情報の発信を行った。（文部科学省）



令和8年3月に出版した書籍
「予測困難な時代を生き抜くための
海洋STEAM教育ハンドブック」
（提供：JAMSTEC）

2)「海の日」を迎えるに当たっての内閣総理大臣メッセージの発信に併せ、海の日記念行事や海の月間の行事として、全国各地で行われる海に関する様々なイベントの紹介等を行うとともに、内閣府の広報ウェブ（内閣府 New Wave）に海洋教育情報プラットフォームや海洋教育に関するコンテンツ、関係省庁等の関連情報を掲載した。（内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）



ステージイベントの様子（提供：国土交通省）

・令和7年8月、大阪・関西万博において、海洋生物、海洋技術等を展示するとともに、北極、深海をはじめとした海洋研究の専門家等によるトークセッション等を実施した。（内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省）

・海と船の情報ポータルサイト「海ココ」内にある海洋産業を支える仕事や職業の紹介ページ「SEA-GOTO」において、広報動画の配信を行った。（内閣府、国土交通省）

・幅広い層・世代において海洋に関して理解が増進されるよう、海洋に関連する展示会等（CEATEC2025、Techno-Ocean2025、Offshore Tech2025、全国「海の学び」フォーラム等）において、海洋基本法や第4期海洋基本計画、海洋開発等重点戦略等についての講演や展示等を実施した。（内閣府）

・毎年7月の「海の日」及び「海の月間」を契機として、国民の海洋や海事産業への理解・関心を高めるためのイベントを全国各地で実施しており、令和7年度は東京都江東区青海にて「海の日記念行事」を開催した。（内閣府、国土交通省）

・海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人又は団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、令和7年7月に「第18回海洋立国推進功労者表彰」（内閣総理大臣表彰）の受賞者を発表した。（内閣府、文部科学省、農林水産庁、経済産業省、国土交通省、環境省）

・SNS（X(旧 Twitter)・Instagram・YouTube）を積極的に活用し、継続的に海や船に関する情報発信を行っており、現在のSNS 総フォロワー数は約12,000人を超えている。（国土交通省）

・JAMSTECでは研究航海のリアルタイム配信を実施し、世界最深部からのサンプルリターンという歓喜の瞬間と臨場感を視聴者と共有するなど、積極的な広報活動を行った。また、全国各地の科学館・博物館・水族館や連携する地方公共団体の海洋イベント等に協力し海洋研究開発の紹介を行い、研究施設等の一般公開を開催した。（文部科学省）



STU48の2名が船員のお仕事を体験
（提供：国土交通省）